

仙台藩士の在郷居住に関する基礎的研究

堀 田 幸 義

要旨

大名家臣たちがどこに住んでいたのかを明らかにすることは、近世社会を特徴づける要素の一つである兵農分離の問題を議論するうえで欠かせない基礎的な作業である。彼らの居住場所を突き詰めて考察するためには、①城下町と在郷のどちらに居住したのか、②城下町のどこに住んだのか、③在郷(Ⅱ村)のどこに住んだのか、について検討する必要があるが、仙台藩を対象とする従来の研究は、②についての研究が比較的進んでいるものの、①と③については、藩の政策すらきちんと整理されぬまま現在に至っている。そこで、本稿では、仙台藩士たちの居住場所を明らかにするべく在郷居住の問題に関連するであろう基本的な事項について整理し、仙台藩士たちが仙台城下を離れ在郷に居住し続けることになる流れを藩の政策とも絡めながら具体的に跡づけている。

キーワード… 仙台藩、武士、城下町、在郷、居住地

はじめに

仙台藩における武家社会について探っていると基本的な事項が未だに明らかにされていないことに気づいたり、曖昧なまま議論されてしまっている事例に出くわすことがある。「仙台藩士たちはどこに住んでいたのか」もその一つである。こうした問題に関連するこれまでの研究史を振り返れば、現存する複数の仙台城下絵図をもとに城下町の拡大が城下周縁部における武家地の拡大(下級家臣の武家屋敷の設置)によるものであったことや、武家地に住む藩士たちは、一八世紀後半以降、借宅による転宅や交換・新規拝領を通じて自らが居住する武家屋敷を頻繁に移動したことが明らかにされており、

また、仙台藩士にあつては城下の武家屋敷だけではなく在郷にも屋敷地(在郷屋敷)を持つ者たちがおり仙台と在郷を定期的に往来したと、片や仙台屋敷・在郷屋敷の一方のみしか持たない者たちも少なからずいたこと、天明の飢饉によって大勢の藩士たちが在郷へと居を移したことなどが指摘されている²⁾。そして、領内にあつた在郷屋敷数の推定値や在郷屋敷の具体的な姿についても研究がなされている³⁾。

藩士たち(直臣たち)の居住場所を突き詰めて考察するためには、①城下町と在郷のどちらに居住したのか、②城下町のどこに住んだのか、③在郷(Ⅱ村)のどこに住んだのか、について検討する必要があるが、前述したような先行研究を紐解いてみると、②についての研究

* 高度教職実践専攻

が比較的進んでいるものの、①と③については、藩の政策すらきちんと整理されぬまま現在に至っている。本稿が考察の対象とする①については、城下の武家屋敷と在郷屋敷を往来する藩士がいたという一般的な状況や天明の飢饉による城下武家地の空洞化と在郷へ移住する藩士たちの動向が紹介される程度で、そもそも藩当局が藩士たちの仙在往来や在郷移住をどう許可し規制したのかについては、まとまった形での研究がなされていない。

かつて小林清治氏は、「侍の生活」を述べるなかで、一七世紀後半の延宝年間（一六七三〜八一）頃から仙台城下の武家屋敷と在郷屋敷とを交互に住むのを例とするようになっていったが、天明の飢饉を境に在郷居住を常とするようになり、その傾向が藩政末期まで続き、「天明以降、無役の士の専ら在郷に住居するという現象が一般化したのである」としている⁴。筆者も最終的な氏の結論には同意するものの、天明年間（一七八一〜八九）以降の動向についての主な論拠が城下絵図に描かれた侍屋敷数の変化のみであり、城下内部で借宅する藩士たちの存在⁵を念頭におけば、屋敷数の変化だけでは論拠としては弱々しく、藩の法令などを用いて藩士たちの在郷居住が一般化する過程を跡づける必要を感じる。

また、近年、渡辺浩一氏が仙台藩士たちの「移動性」を論ずるなかで、小林氏も参照している「佐伯是保風俗等書上」を用いて藩士たちの在郷居住と「定仙」（仙台城下に居住すること）について言及している⁶。佐伯是保は自己の半生を顧みながら、天明飢饉の頃に在郷へと移住した藩士たちのうち、藩が行った「寛政一三四年頃」（一八〇一〜〇二）の定仙奨励策（家臣の借財の七年間の返済猶予および藩からの三年間の拝借金によって家計の立て直しを図り、定仙して奉公するようにとの奨励策）によって城下へと戻る者が増えたと記しているが、小林清治氏は、この是保の書上を紹介しつつも、城下絵図の検討からその内容を否定している⁷。それに対して、渡辺氏は、是保が述べている寛政一三年（一八〇一）頃に実施されたという藩からの拝借金と借金返済猶予に関する触れが確かに確認できたとし、「残念ながら家臣の仙台居住を促すお触れを発見することはできておりませんが、佐伯の記述の信頼性を一つだけ確認することはできたわけです」と述べ、「佐伯は保風俗等書上」の記載内容に一定の評価を下している⁸。

後述するように、藩士たちの定仙を奨励する法令は確かに出されているが、管見の限りそれは文政の頃からであり、さらに、そうした奨励策が出されたにも拘わらずその後の定仙が進まなかったことも確認できる。したがって、是保の書上における藩士たちの在郷・定仙に関する記述をそのまま鵜呑みにすることはできないが、近年に至るまで「佐伯是保風俗等書上」が参照されていること自体、これまでの研究が仙台藩士たちの在郷・定仙について深く探ってこなかった証拠であり、藩の政策の通時的変化すら明らかにされていないのが現状なのである。

そもそも、こうした藩士たちの居住場所を明らかにするのは、近世社会を特徴づける要素の一つである兵農分離の問題を議論するうえで欠かさない基礎的な作業であり、本来であれば、上記①の問題だけではなく③についても検討を加える必要があるが、③については別稿を準備しているため、本稿においては①の問題に絞ってみていくことにしたい。

一、城下と在郷を行き来する

（一）城下の侍屋敷

まずは仙台城下に住む藩士たちについてである。仙台藩は士分（武士身分）と凡下御扶持人（卒身分）を合わせて一万人規模の家臣数を誇る大藩であった。その城下町である仙台は元禄年間（一六八八〜一七〇四）に最大規模に達したといわれ、当時の武家地の面積は城下全体の八割を占めるものであったとされている¹⁰。

では、こうした城下町の大半を占める武家地には何軒の侍屋敷があり、何人がその屋敷を拝領していたのであろうか。仙台城下町については複数の城下絵図が現存しており、絵図中に記された人名の数から組士以上の士分が拝領した侍屋敷数を割り出すことができる¹¹。これまでも各年代の絵図をもとに侍屋敷の軒数が紹介されてきたが¹²、士分全体に占める拝領者の割合は明確にされて来なかった。そこで、各年代の絵図をもとに仙台城下の侍屋敷数と屋敷の拝領者数を算出し、その数値と当該絵図に近い年代の士分総数から士分全体における拝領者の割合を出したのが、表1である。なお、絵

図中に記載された人名には重複者がみられ、一人で複数の侍屋敷を拝領していた者がいたと考えられるが、絵図3・4・6に関しては重複者を割り出す作業ができておらず拝領者数とその割合は出していない。

また、士分総数を求めるのに使用した史料と絵図の年代が若干異なるものもあるため、厳密に言えば侍屋敷の拝領者割合も正確な数値とはいえないが、大凡の傾向は十分に掴めるものと思われる。これを見ると、仙台城下町における侍屋敷の軒数は寛文・延宝にかけての十数年間に七六七軒という大幅な伸びをみせており、絵図2によれば士分全体の八〇%近くが仙台に屋敷を持つていたことがわかる¹³。侍屋敷を拝領する者は無役の者よりも有役の者が優先される決まりであったが¹⁴、無役の者の方が多数を占める一般的な状況¹⁵を考慮すれば、当時は無役の者も侍屋敷を拝領していたと考えなければ辻褄が合わない。寛文五年（一六六五）六月制定の「仙台惣屋敷定」にも「不寄誰々、右御用人之外、屋敷望之衆同理合候ハ、屋敷望之以年数可被下之候間、其品々書留可被申聞」とあり、「役目二付仙台定詰仕候衆」に「定詰御用人」以外にも侍屋敷は下賜されたわけであるから¹⁶、やはり、有役・無役に関わらず城下の仙台屋敷を持つていたとみて間違いないであろう。

一七世紀後半の延宝六・八年（一六七八・八〇）頃に三二八八軒に達した侍屋敷の数は、その後、一八世紀後半に至るまで三〇〇〇軒台で推移するものの、天明の飢饉頃の絵図6によれば武家地の明屋敷数は六七五軒にも上っており、一九世紀に入ると侍屋敷の数自体が二三〇〇軒台に落ち込み、その傾向が幕末まで続くことがわかる。士分総数に占める侍屋敷の拝領者割合も、一七世紀後半が最高で、その後は幕末に向けて五三%ほどまで落ち込んでいく様子が窺える。なお、絵図中に侍屋敷の拝領者として名前が複数回出てくる重複者の数は、一八世紀後半の絵図5が最も多く六〇人で、その後、二十数人にまで落ち込んでおり、藩から侍屋敷を拝領する者たちにとっては、もはや二軒・三軒と所持する余裕がなくなってしまったのであるうし、そもそもが在郷へと居を移した可能性もある。

以上のように、天明の頃を挟んで侍屋敷の軒数や士分総数に占める拝領者の割合が低下していく理由は、従来の研究が指摘するように、天明の飢饉を機に在郷へと移住する士分が多かったことを示しているのであろう。ただし、

表1 仙台城下絵図に見る侍屋敷

絵図の作成年代	①仙台城下の侍屋敷数（重複者等） ②士分（武士身分）の人数（年代）	侍屋敷拝領者の割合 【(①-重複者数-除外分) / ② × 100】
絵図1：寛文8-9年(1668-69)	①2,521軒（重複者49人 / 除外分1） ②4,121人（寛文10年<1670>）	60.0%
絵図2：延宝6-8年(1678-80)	①3,288軒（重複者50人 / 除外分2） ②4,121人（寛文10年<1670>）	78.5%
絵図3：元禄4-5-年(1691-92)	①3,121軒	—
絵図4：宝暦-明和年間(1751-72)	①3,067軒	—
絵図5：安永元-7年(1772-78)	①3,042軒（重複者60人 / 除外分1） ②4,673人（宝暦-明和年間<1751-72>）頃	63.8%
絵図6：天明6-寛政元年(1786-89)	①3,364軒（明屋敷=675軒、現住屋敷=2,689軒）	—
絵図7：文化9-14年(1812-17)	①2,325軒（重複者25人 / 除外分1） ②4,312人（文化10年<1813>）	53.3%
絵図8：安政3-6年(1856-59)	①2,382軒（重複者22人 / 除外分1） ②4,409人（幕末）	53.5%

※『復刻版仙台市史1』188, 206～208頁、阿刀田令造著『仙台城下絵図の研究（第二版）』41～134頁、高倉淳他編著『絵図・地図で見る仙台』41～62頁、吉岡一男他編『絵図・地図で見る仙台 第二輯』49～58頁、拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」表1（3頁）より作成。なお、仙台城下絵図に掲載された人名の重複者（表中の「重複者」）については、①全くの同姓同名、②「一迫長左衛門」と「一ノ迫長左衛門」、③「●右衛門」と「●衛門」、④「●之丞」と「●之允」、⑤「●介」と「●助」、⑥「●之輔」と「●之助」、⑦「●太夫」と「●大夫」を同一人物と判断し集計。その他、「●●右衛門」と「●●左衛門」や「理右衛門」と「利右衛門」、「久兵衛」と「九兵衛」のような事例は、同じ読みであっても別人として処理。また、表中の「除外分」は3回登場する人名の重複分を除外したもの（絵図1の「齋藤六右衛門」、絵図2の「佐藤安兵衛」と「鈴木彌左衛門」、絵図7の「太齋勇治」）および拝領者が士分かどうか疑問が残るもの（絵図5の「遠藤博衛門拝借」と絵図8の「凡下草延」）である。

表2 侍屋敷の広さ(寛文5年<1665>制定)

禄高	間口×奥行	坪数
800石以上1000石未満	40×30	1201
500石以上800石未満	30×30	901
300石以上500石未満	20×30	600
150石以上300石未満	17×30	510
100石以上150石未満	14×30	420
100石未満	12×30	360

※寛文5年(1665)の「仙台惣屋敷定」より作成。なお、1貫文=10石として石高表示に直して作表。また、間口・奥行の単位は間、坪数の単位は坪で、1間=1.82m、1坪=3.31m²として計算。

ちなみに、この規定は禄高一〇〇〇石未満の「諸侍衆」に仙台屋敷を下賜することを想定した内容となっており、それよりも多い禄高の藩士たちに向けた条文はないが、家臣全体からみれば禄高一〇〇〇石以上の藩士たちはほんの一握りの者たちであるので、ほとんどの者たちを網羅できる規定となっている。すなわち、表3に示したように、禄高一〇〇〇石以上の人数は一七世紀後半から一九世紀前半まで一

城下町の侍屋敷数を検討しただけでは、本当に仙台藩の武士身分の者たちの多くが在郷居住するようになったのか必ずしも詳らかにできない。何故ならば、自らの屋敷を持つていなくとも借宅する事例がみられるからである。士分が借宅する事例は近世前期からみられるが¹⁷、これまでの研究では禄高一五〇石五人扶持(石高換算で合計一七二石余り)の家格平士であった玉虫家が近世後期に借宅や屋敷の交換を繰り返している様子について明らかにされており¹⁸、禄高知行八〇六文切米五両扶持方五人分(石高換算で合計五九石余り)の同じく家格平士であった今泉家の史料¹⁹からも、文化一三年(一八一六)から幕末にかけて親類宅等に居住する姿を確認することができる。史料制約があり借宅についてその全容を解明するのは不可能に近いが、藩士たちの居住場所を考察するうえで念頭に置くべきだということだけは指摘しておきたい。

さて、次に、藩士たちが生活した個々の侍屋敷の広さについて確認しておくことにする。古くから知られているように、仙台藩では寛文四〜五年(二六六四〜六五)にかけて知行取・俸禄取の両方の「諸侍衆」に対する新屋敷拝領の間数規定を制定しており、近世後期に一部が修正されている²⁰。その寛文五年令についてまとめたのが、表2である。

表3 禄高1000石以上の人数

時期	①家臣総数	②士分総数	③禄高1000石以上の人数(割合)
寛文10年(1670)	9,166	4,121	70 (全体の0.76%/士分の1.70%)
寛政10年(1798)	10,069	4,453	72 (全体の0.72%/士分の1.62%)
文化10年(1813)	9,562	4,312	77 (全体の0.81%/士分の1.79%)

※『寛文十年侍帳』・『寛文十年御切米御扶持方牒』、『惣家中分限並役附帳』(東北大学附属図書館所蔵<本館己A・3・196>)、『源貞氏耳袋2』154頁。なお、寛文10年と文化10年の「組士層」の禄高の詳細は不明だが、1000石以上の者はいないものとして計算。

り、広い屋敷地を利用した蔬菜栽培や桃・栗・梨・柿・桐の合計一六八本に及ぶ植林を行っており、味噌や酢を作ったり酒造も行っている²¹。城下の侍屋敷内部で行われていた生産活動が藩士たちの生活を支え一つの収入源となっていた様子が看取できる。

(二) 御暇願と「家並之御奉公」

城下武家地の侍屋敷数が最も多い延宝年間(一六七三〜八一)頃には藩士たちは城下の仙台屋敷と村々の在郷屋敷とを交互に住むようになったとされているが²²、彼らが自由に仙台と在郷とを行き来できたのかといえば、そうではない。いわゆる参勤交代においても大名らが国許に帰る際には幕府か

貫して一・七%前後(七〇人台)なので、表2にまとめた屋敷地の間数規定が一〇〇〇石未満までしか設けられていなくとも士分全体の九八%以上について適用できる。

また、寛政一〇年(一七九八)の『惣家中分限並役附帳』によれば、家臣全体の割合は四四・二%(四四五三人)で、そのうち禄高一〇〇石以上の者は二六・九%(二一九七人)なので、規定上では「諸侍衆」のうちの七〇%以上が間口一二間・奥行三〇間・坪数三六〇坪の屋敷を拝領するということになる。

ら御暇を賜ったうえで帰国するのであり、勝手に下向できたわけではないが、藩祖政宗の後を継いだ二代藩主忠宗も、寛永一三年（一六三六）九月九日、代替わりにあたって一ヶ条からなる「諸法度」を出しており、その最後の条文で「一、暇不申上在郷仕間敷候、無扱用所候ハ、番頭・組頭へ理可申候、尤、番不可有油断之事」と定めている²³。この種の条文が出されるということは勝手な在郷居住をする者がいた、または、そのような者が出る可能性があったということであろうが、こうして許可なき在郷は成文化された家中法度によって禁止されることになる。

仙台藩の家中法度については、五代藩主吉村の宝永元年（一七〇四）六月七日に発布されたものが最も完備されたものとされており、幕末まで踏襲されている²⁴。この法度の中にも「一、侍者不及申軽扶持人タリトイフトモ他領へ参候節奉行・支配頭等之不請指図シテ相越事一切停止タリ并在府之諸役人仙台ノ外へ参候節右同断之事」との一条が設けられている。この条文の後半部分は有役者（「在府之諸役人」）に向けたものであり、無役の者に対しての規定ではないが、彼の時代にあたる享保一二年（一七二七）四月に次のような法令が出されており²⁵、有役・無役の別や当主（藩士本人）・隠居・弟・次三男等の別に関係なく御暇願が出されたことがわかる²⁶。

史料一

十七 御暇被下格之事

一、御当地并在郷え御暇被下格左之通

一、神社仏閣え参詣御暇願

一、湯治御暇願 一、病氣為保養之御暇願

一、父母対面看病并法事或ハ廟参御暇願

一、家ニ附候祖父母兄弟并妻子看病御暇願

但、百五十石以下之者余ニ看病可仕者無之者ニハ御暇可被下候事

一、祖父母并伯父叔母兄弟対面御暇願

但、無扱品於有之ハ御暇可被下候事

一、在郷へ用事有之御暇願

但、御用差支無之者ニハ無扱品於有之ハ御暇可被下候事

右之通向後首尾可仕由被 仰出候、尤、其人ニより我等共方へ相違候義并各方ニは承済首尾被申儀ハ只今迄之格之通首尾可被申候事

享保十二年四月

御奉行衆

「御当地并在郷え御暇被下格」として示されたその内容からは、神社仏閣への参詣や墓参り、湯治や保養・看病といった病気に纏わるもの、親族への対面、そして、用事があり在郷へ赴く場合に「御暇」が与えられたことがわかる。もつとも、「自分が郷へ参度候而御暇被下度」や「近所之在郷へ参度候間今日明日御暇被下置度」というもの²⁷も含め、御暇を願う行為自体は享保一二年以前からみられるのであり、文書による「御暇願」を提出する事例も確認できる²⁸。貞享五年（一六八八）頃の六月一九日には「妹祝言来ル廿二日ニ相調候付」という理由で「日数三日御暇」を願う事例がみられる²⁹。これが享保一二年令第七条の「対面御暇願」に相当するものなのか判然としないが、様々な理由で出される藩士たちからの御暇願について、許可されるべきものを整理し明示したのが同法令であったのであろう。

なお、仙台藩では、もともと父母が病気になった際に御暇を願うれば暇が与えられていたが、「小進」の者にとっては「妻子兄弟病氣之者」を看病する者がおらず困っているということで、元禄一六年（一七〇三）三月一九日に「向後、式百石以下之輩父母并妻子兄弟方病氣之時分看病御暇可被下置候事」という法令が出されている³⁰。享保一二年令をみると「家ニ附候祖父母兄弟并妻子」の「看病御暇願」が設けられており、「百五十石以下之者余ニ看病可仕者無之者」に許可されていることから、元禄一六年の法令が一部修正（看病御暇願の対象者を狭める形で修正）を加えられ「御暇被下格」の一条として取り込まれた形となっている。そして、元禄一六年令と享保一二年令の一部（「一、父母対面看病并法事或ハ廟参御暇願」と「一、家ニ附候祖父母兄弟并妻子看病御暇願」の両条）は仙台城の大番組士の詰所（「御番方御間所」）に張り紙し掲示されていた³¹。

また、二代忠宗の寛永一五年（一六三八）三月一三日には、参勤交代による江戸出府を前に「書出」が出されており、その第一条目に「一、留守中ニ、親類衆当番之内、五日ニ一度宛城へ可罷出事、口上」とある³²。当時、「親

類衆」による「当番」が存在していたことがわかるが、それは藩主が江戸に滞在中の留守を預かる役割であろうから、四代藩主綱村期以降に制度化される仙台での当番参府の制度とは別のものである。綱村は江戸から初入部した六日後の延宝五年（一六七七）五月一九日に「御一門一家准一家一族衆」に対する「御在国中ノ番割」を命じており、自らが国元にいる間に上府する（仙台へと登る）門閥家臣たちについてのグループ分けとその順番を指示している³³。伊達騒動の頃の幼君亀千代が後の綱村であり、成人し国許に入った彼は、その後、親政を展開していくことになるが、初入部早々門閥家臣たちについての上府・定仙・在所下向の原則を定め、一定期間は仙台に留め置き期間が過ぎれば暇を与え各々の知行地へと帰すことを制度化したのである。

「御一門衆一人充七番、一家衆一人充九番、一家並ノ衆一人充六番、一族衆二・三人充七番」であったこの制度は、元禄七年（一六九四）閏五月五日に変更改えられ、家格ごとに違いがあった番割が全て七番に統一され、大番組の者たちについても全体の三分の二が「勤番」で残り三分の一が「休番」との旨が命じられている。続く五代吉村の元禄一六年二月二五日にも彼の初入国を前に再令されており、「一門衆一人各番二十日、一家・一族ノ輩ハ一門衆ニ配シテ加ラルヘシ」とされ、二〇日間ごとの当番制であったことがわかる。なお、大番組の者たちの勤番も二〇日交替であった³⁴。

家格門閥層の勤めは「家並之御番」や「家並之御奉公」などと呼ばれ、一八世紀の半ばまでには「代々着坐并御盆頂戴之輩」（着座と太刀上）にも適用されている³⁵。具体的に何をするのかといえは、藩主の在国中に家格一門ノ太刀上の者たちがそれぞれの知行地から順番に上府し、二〇日間ほど仙台城下に滞在したうえで、藩主への拝謁と藩王家の吉凶についてのお慶びの言上・御機嫌伺いを行うというものであった。奉行・若年寄などの役職従事者や江戸在府の者たち、当主幼少の場合はこの番割からは除外されているが、その他の家格保有者には番割に基づいた上府・定仙・在所下向と藩主への儀礼的行為が義務づけられていた³⁶。

一門の当主や一家・一族の当主たちは、こうした日常的な「御番」以外にも、年始や藩主の参勤交代の際（江戸への参勤時や国元への下向時）などに知行地から上府し藩主の許へと参上する必要があるが、一門衆にあつてはその息子

たちも連れてくることが求められていた。五代吉村期には新たに一家・一族の嫡子たちについても「歳首参府帰国ノ時ニ参府スヘシ」と命じており³⁷、綱村・吉村両政権期を通じて門閥層の息子たちまで含めて藩主の許へと伺候させる仕組みが整えられていくことになる。この二人の治世は一門に代表される門閥家臣たちと対峙しながら藩政運営に力を注いでいた時代であり、君臣関係の規律化を図る諸政策がみられた時代でもある³⁸。この家並御番の制度もその一貫といえよう。

二、在郷へ居を移す

（一）「御免」・「御用捨」の発令

こうした門閥層を対象とする「家並之御番」・「家並之御奉公」は、藩財政の悪化に伴う藩士たちへの「手伝金」の賦課や儉約令発布の際にしばしば「御免」・「御用捨」され、同じく大番組の「御番」も免除されている。それだけではなく、年始や藩主の江戸参府・国許下向にあつての上府、あるいは、初御目見や諸願許可に対する御札の言上も省かれることが多く、在郷居住が許されることもあった。

従来の研究では、近世中期以降、飢饉が頻発するようになると在郷屋敷へと下り難局を乗り切る藩士たちが増え、特に天明の飢饉の頃からその動きが著しくなり、城下の武家地に明屋敷が目立つようになったことが指摘される程度であった³⁹。本来、藩士たちは主君のもとで「御番」に励む必要があり、数日間仙台近郊の在郷へ下る場合であっても御暇願を出さなければならず、忠宗が出した家中法度に記されているように、家計が窮乏したからといって勝手に在郷移住できたわけでもない。それでは、大勢の藩士たちが一日や二日の滞在ではなく長期にわたり在郷に居住できた理由はどこにあるのか。この点についてはこれまであまり深く考察されて来なかった。しかるに、四代藩主綱村期以降、手伝金の賦課と抱き合わせる形で実施された「御免」・「御用捨」は幕末に至るまで断続的に出され続けており（表4参照）、藩士たちが在郷居住するようになるその背景を探るうえで注目すべき藩の施策ではないかと思われる。

表4 「勤方」の「御免」・「御用捨」および在郷居住に関連する法令

藩主	ID	法令	概要【適用年等】	分類
4代綱村	1	寛永13年(1636)9月9日令	在郷する場合は御暇を申し上げるよう家中法度に明記	○
	2	延宝5年(1677)5月19日令	番割規定	○
	3	天和3年(1683)12月晦日令	勤番免除、一門一族は年始・参勤・入国時に要上府、大番組は御城当番御免【手伝あり】	●・●
	4	元禄7年(1694)閏5月5日令	一門一族の番割改訂、大番組の勤番・休番規定	○
	5	元禄12(1699)12月29日令	一門一族は御番御免、1000石以上は藩主下向時に要上府、1000石未満は上府免除【元禄13・14/手伝あり】	●・●
	6	元禄13(1700)8月9日令	一門以下無役は勤方一門御免・在郷許可・上府免除、30石以上の大番組は御番免除、大番組不自由の者は上府免除、有役定仙者は御礼免除、諸御礼の免除、初御目見免除、献上物免除【元禄14~/手伝あり】	▲・●
	7	元禄13(1700)8月10日令	特定家臣へ在郷居住許可(命令)、大番組の御番御免【手伝あり】	▲・●
	8	元禄13(1700)8月11日令	特定家臣へ在郷居住許可(要申告)・奉公御免【手伝あり】	▲・●
	9	元禄16年(1703)12月10日令	大番組の当番日数を前代に如く20日に命ず	○
5代吉村	10	元禄16年(1703)12月25日令	一門一族の番割再令、年始・参府・帰国の際の上府命令	○
	11	延享3年(1746)3月2日令	大番組の在郷居住願い手続きの厳格化	○
6代宗村	12	宝暦6年(1756)1月21日令	無役詰所以上は勤方一門御免・在郷居住許可・上府免除、大番組不如意の者は上府免除、有役定仙者は御礼免除、門閥層以外の1000石未満は初御目見免除、献上物免除【宝暦6~10/手伝なし】	▲・●
	13	宝暦8年(1758)2月15日令	藩主初入部以後、奉公・身持等を儉約以前に戻す【宝暦8~】	○
7代重村	14	明和4年(1767)2月11日令	大進歴々へ在所に籠もらず上府すべき旨を布令	■
	15	明和4年(1767)3月令	一門へ太刀上は御番御免・上府免除、詰所以上は御礼の一部免除、詰所以下は御礼免除、30石以上の大番組は御番免除、献上物免除【手伝あり】	●
	16	安永4年(1775)閏12月29日令	2年後から御番を旧例に戻し、上府・御礼・献上物等は来年から旧例に戻す【安永6~】	○
9代周宗	17	文化7年(1810)7月17日令	大番組無役定仙の者が無断で在郷等へ下る者がいるため手続きを整備	○
	18	文化9年(1812)7月18日令	襲封日より儀容・礼文を旧貫に復す【文化9~】	○
10代斉宗	19	文化11年(1814)6月11日令	詰所以上・以下ともに御礼の一部御免、大番組は御番御免【手伝あり】	●
	20	文政5年(1822)令	在郷居住者へ来春までの定仙を布令【~文政6】	■
11代斉義	21	文政6年(1823)5月令	定仙命令を撤回し向こう3年間は在郷居住を許可【文政6~8/手伝あり】	▲
	22	文政8年(1825)6月23日令	当年より7年間の拝借金下賜と定仙奨励【文政8~天保2】	■
	23	文政9年(1826)令	来年の正月より御礼を旧例に戻す【文政10~】	○
12代斉邦	24	天保4年(1833)2月令	定仙命令	■
	25	弘化4年(1847)12月23日令	来年は御礼等の用捨を継続【~嘉永1/手伝なし-天保13~弘化4まで手伝あり】	●
13代慶邦	26	嘉永1年(1848)11月28日令	諸御礼以外は来年から3年間用捨を延長【嘉永2~4/手伝なし】、御礼は来年から旧例に戻す【嘉永2~/手伝なし】	●・○
	27	安政3年(1856)8月11日令	今年は御礼等の用捨を継続する旨を布令【~安政3/手伝を廃止-安政2から手伝あり】	●
	28	安政3年(1856)12月令	来年始の帳付御礼の期限を延長	●
	29	文久2年(1862)10月13日令	来年からの5年間も御礼の用捨を延長【文久3~慶応3/文久1からの手伝は今年まで、ただし、文久3~は備金を賦課】、一門へ太刀上は上府免除、有役等へ年2回の在郷御暇を付与	●

※『忠宗公御代御書出之覚』、『伊達治家記録<青山>』、『鶴山公治家記録』、『職鑑仁』(宮城県図書館所蔵<KD3221-シ2>)、『高野家記録』、『続法禁1・4・5』、『六代治家記録』(宮城県図書館所蔵<KD-209-ロ1>)、『楽山公治家記録』(宮城県図書館所蔵<KD-209-ラ1>)『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』、『原貞氏耳袋2・6・8・10・11』より作成。
 なお、「分類」覧の記号は、○離仙や在郷居住・番割に関する規定、●勤方・身持等の免除、▲在郷居住の許可、○勤方・身持等の旧例復活、■定仙命令・定仙奨励や上府命令。

仙台藩伊達家の財政が藩政初期より苦しかったことは周知の事実であるが⁴⁰、管見の限り、家中全体に対する「勤方」の「御免」・「御用捨」が命じられたのは四代藩主綱村期に出された天和三年(一六八三)二月晦日令⁴¹が最初である。これより先の寛文二年(一六七二)二月三日にも綱村から「御番組中」に対して儉約令が出されているが⁴²、その内容は「衣服之事」・「振舞ノ事」・「家作ノ儀」についてであり、「勤方」を免するようなものではない。天和三年といえは延宝五年(一六七七)に一門一族たちの「御在國中ノ番割」を定めてから六年後ということになるが、「御領内楮幣通用命セラレ、御下中手伝金ヲ命セラレ」る代わりに、その期間中は「勤番ヲ免」ぜられ、大番組の「御城当番」も免除されることになる。ただし、「御一門一家一族衆」たちに対しては「年始御参勤御入国ノ節ハ上府拜謁スヘキ旨」が命ぜられており、二〇日間ごとの輪番である「勤番」は免除するものの、君臣関係の確認・再生産の場である年始の拜謁や参勤交代時の拜謁は必須事項とされている。

その後、綱村の国元下向を翌年に控えた元禄二年(一六九九)二月にもこの種の法令が出され、天和三年令同様に門閥層の「御番」を免除するだけではなく、一〇〇〇石未満の者たちに対して「御迎ニ被罷登候儀、被致無用」と命じている、表3に記したように、仙台藩士のなかで禄高が一〇〇〇石を超えるのは家臣全体の〇・八%前後、士分に限定しても二%に満たない極々少数の者たちであるから、ほとんどの藩士たちは国元へ下向する藩主綱村を迎える必要がないものとされたということになる。武家の主従関係にとって主君への御目見や拝謁が如何に重要な行為であるのかというのは今さら指摘するまでもないであろうが、元禄二年二月令はそうした行為をも免除したのである。ところが、これよりもさらに踏み込んだ内容の法令が翌年八月に出されている。事の経緯は次のようなものである。

奉行たちによれば「御家之御浮沈此節二御座候」と言わねばならぬほど元禄一三年当時の藩財政は危機的な状況にあり、藩主綱村に「此上ハ御知行借上候様ニ被仰付、身持御用捨被成下可然段」を申し上げたところ、綱村自身も手伝金の賦課とは異なり知行の「借上」を実施してしまえば家中たちがますます困窮してしまうと判断したといひ、「御手伝金来年ヨリ三貫文以上直高之者共ニ被為倍被仰付」れば「カツく御繰合間ニ合」ということで、今

回の「御用捨」を命じることになったのだという。つまり、これは、元禄一四年からそれまでの「御手伝金」の倍額を「三貫文以上」¹¹三〇石以上の全ての知行取・俸禄取に課すというものであり、その代わりに出されたのが、元禄一三（一七〇〇）八月九日発令の「御用捨」であった。以下に示すのが同法令であり、宝暦五年（一七五五）の冷害をきっかけに起こった宝暦の飢饉下で出された宝暦六年（一七五六）一月二日令は、この元禄一三年八月九日令（史料二）を下敷きに出されたものである⁴³。

史料二

覚

- 一 御一門中始大進小進共ニ、指当ル御奉公不相勤輩ハ、御手伝倍被仰付、内当年ヨリ勤方一円御免被成下候、勝手次第在所ニ罷在、年始御参勤御下向之節モ御目見ニ罷登間敷候、御在國中何時ニモ勝手次第第一度罷登御目見可仕候、但品有之輩者追而可申渡候、勿論至而軽ク仕可罷登事、
- 一 御国御番仕候者、三貫文以上当年ヨリ御番一円ニ御免被成下候、御在國中年始御参勤御下向之節ニ而モ、勝手次第第一度罷登御目見可仕候、至而自由ニ候者ハ不罷登候テモ不苦候事、
- 一 御役目相勤定仙台之者、年始御参勤御下向之節計前々之通罷出、其外ハ例月之御礼モ無用候、御用ニ而致登城候時ハ、御通之御目見仕候儀ハ勝手次第ニ可仕候、但人ニヨリ品有之輩ハ追而可申渡候事、
- 一 御役目等又ハ御奉公之勤在之者其品ニヨリ勤方宛候様ニ段々御吟味勤之恰好可被仰付候事、
- 一 諸願之儀、家督被仰付儀共ニ在郷ニ罷在候輩ハ、名代ニ而可申渡事、
- 一 附願相出候儀モ、在郷ニ罷在候輩ハ名代ニ而願相出可申候事、
- 一 家督御礼之儀ハ、其身勝手次第願可申上候、其外諸御礼先ハ不及申上候、品ニヨリ不申上不叶節ハ可致指図事、
- 一 子共始而御目見之儀、当分無用之事、
- 一 御祝儀指上候儀、在合候輩成程軽ク御着代差上可申候、品ニヨリ在所又ハ御在江戸之節ハ、御元ヨリ差上候共、其節可致指図事、
- 一 江戸并在所ヨリ仙台江使者飛脚之儀、最前申渡候ヨリモ各別軽ク、先ハ飛

脚ヲモ為差登申間敷候、品ニヨリ差上不申不叶時分ハ可致指図事、
一 献上物一式無用、品ニヨリ差上不申不叶時分ハ可致指図事、
一 自分身分身持之儀、最前段々被仰出奉行共申渡候ヨリモ、各別儉約ニ仕、

大進之輩又ハ御近習向立廻り候者モ、勝手次第木綿ヲモ着可申候、妻子等之衣類ニ至迄至而軽ク可仕候、乍勿論少分之儀ヲモ相厭造作不仕候様ニ可仕候事、

以上

八月九日

まず、第一条で「御一門中始大進小進共ニ、指当ル御奉公不相勤輩」について書かれており、彼らは御手伝年限中の「勤方」を「一円御免被成下」れ、かつ、「勝手次第在所ニ罷在」と在郷が許可されている。自由に在郷居住して良いとする規定は、これまでに出不されたことがないものであり、前年の法令よりもさらに一歩踏み込んだ内容となっている。また、「年始御参勤御下向之節」に拝謁するため仙台へと上ってくることも「御用捨」され、藩主在國中に一度だけ拝謁すれば良いとされている。

続く第二条は、御国御番を務める大番組士に向けた条文であり、倍額の御手伝金を課されることになる三〇石以上の大番組士たちもやはり「御番一円ニ御免」とされ、藩主在國中に一度だけ上府し御目見をするものとされているが、これとても「至而自由ニ候者」については必ずしもする必要がないものとされている。第三条は、有役者で定仙している者についての条文で、年始・参勤・下向時のみ拝謁が求められており、「例月之御礼」を始めとする日常的な「御礼」は「無用」とされている。そして、第四条にて「御役目等又ハ御奉公之勤在之者」たちの「勤方」を緩めるような検討をすることが謳われている。

第五条は、在郷居住の者がいるという前提で、諸願の提出方法として名代による代理提出を認めることとし、その願いに対する申し渡しの際にも名代を派遣すれば良いとしている。家督相続願についても同様の扱いにされたようである。家臣の家の存続がかかる願いの取り扱いは簡略化されたことがわかる。第六条では、その家督相続願が許可された時の御礼だけは自由に願い出るこ

ととされ、その他の御礼については不要とされている。第七条は藩士の子どものたちの初御目見に関する条文だが、これも「当分無用之事」とされている。

そして、第八条で「御祝儀」の献上を軽くすべきこと、第九条で江戸や在所から仙台へと使者や飛脚を派遣する件について「各別軽ク」すること、第一〇条で「献上物一式」を無用とすることが定められている。最後の第一一条では衣服や造作について規定している。

以上のように、日常的な「勤方」全てを「御免」するに止まらず、「勝手次第在所ニ罷在」ることが許され、年始や藩主の江戸出府・国元下向の際の上府もさせず、在所にいる場合には家督相続願も含めて諸願の願い出と申し渡しは全て名代を出せば済み、藩士の息子たちの初御目見は当分の間は無用とされ、献上物も一切無用とされたのであるから、特に無役の者たちにとつては、定仙していなくとも問題ないことになってしまう。有役者で定仙している者についても、藩主の前に罷り出るのは年始と参勤交代時に限られ日常的な御礼は無用とされたのである。

こうした「御免」・「御用捨」は表4に示したように幕末まで断続的に出され続けているのであって、時に旧例への回帰を目指す、長続きすることはなくまたもや同様に発令されている様子が窺える。今回の門閥層に対する「勤方一円御免」や大番組士に対する「御番一円二御免」についても三年後の元禄一六年（一七〇三）には五代吉村への藩主交替を機に元に戻されており⁴⁴、この再三再四にわたる「御免」・「御用捨」と旧例への回帰の繰り返しによって易きに流れる藩士たちが大勢現れ、藩の定仙命令にも従わず在所へと住み続ける者の数が増えていったのではないだろうか。

（二）生きるための在郷居住

自らの家計の窮乏によって在所へと居を移すという行為は近世前期からみられ、何も近世中後期に始まったものではない。寛文一一年（一六七二）「御鍛冶奉行」であった「安積茂左衛門」は勘定奉行に「願之覚書」を提出し、役職からの解放と在所屋敷への移住を願っている。彼によれば、「仙台定詰之御役目」を「三拾壹ヶ年」にわたって勤めたといひ、鍛冶奉行という役職が「色品多役目」であるが故に「毎日役所へ相詰、気も草臥申候与相見へ、

物毎前後」してしまっており、「小身」の彼にとつての仙台定詰の奉公はかなり厳しいものであったことがわかる。どうやらこれ以前から「御役目」を「御免」して欲しいと度々訴えていたにも拘わらず聞き入れられずにいたようである。今回、「第一進退不通二相叶不申候間、旁御憐愍を以御赦免被成下候ハ、所持仕候在所屋敷へも取移、永ク御奉公相続申度念願御座候」と述べ、奉公継続のためにも御役御免と在所への移住を認めてもらうようその取り成しを勘定奉行に依頼してきたわけである。

茂左衛門の家は家格平士で願いが出された頃の禄高は「五貫文」＝五〇石であったが、寛文一〇年の平士以上の藩士たちの禄高構成をみると、平士総数二七四二人の凡そ六四％にあたる一七四七人が一〇〇石未満の者たちであり、そのうち禄高五〇石以上一〇〇石未満の者は五四九人で平士全体の約二〇％を占めていた。つまり、茂左衛門は他の藩士たちと比較してとりわけ禄高が低かったわけではないが⁴⁵、そういう彼であっても「仙台定詰之御役目」は「気も草臥申」といい「進退不通二相叶不申」といわざるを得ないような精神的にも経済的にも負担の大きい激務であった。結局、彼は、職務上の功績が評価されて五〇石の加増が認められ、禄高合計一〇〇石となるが、鍛冶奉行の職は解かれておらず引き続き奉公し続けている⁴⁶。

門閥層が安積茂左衛門と同じように在所への移住願いを出すこともあり、時代は下るが、家格着座で禄高一六五〇石であった高野家の事例を挙げることができる。延享四年（一七四七）四月二一日、四七歳の高野隼人（後に備中）倫兼は「持病之内痔」を理由に「御役 御免被成下度旨」を願ひ出ており翌月一日に許可されているが、同年の九月に今度は「進退困窮相続仕兼候付」という理由で「在所刈田郡平沢村へ取移申度」旨を言上している。士分全体にも満たない上層に位置する上級藩士なのであるから家格平士などと状況は異なるようにも思えるが、実際はそうでもなく、「当分稠敷儉約仕末々御奉公指支不申様二」したいが仙台屋敷にいたのでは「村之様儉約相成兼」るし「保養ニも罷成旨御医師も申聞候」ということで、知行地である平沢村への移住を望んでいる。この願ひは直ぐに許可され九月下旬には倫兼の家族が在所へと移っており、彼自身は同年の十一月一日に八幡の龍宝寺境内にあった「山荘」に家中四人を引き連れ移っている。元文五年（一七四〇）

九月に同所に「小屋」＝「家宅」が建てられ、それ以前から家中の長屋もあつたので、少ない家臣と一緒にそこで暮らし儉約に励んだということであろう⁴⁷。

当時こうした在郷移住を希望する者がどれくらい存在したのか明らかにし得ないが、倫兼が願い出をする前年の三月二日には、大番組士たちの在郷居住についての手続きを厳格化する法令が出されている⁴⁸。それまでは「其身勝手を以在郷致候段」を報告するだけでよく「届一通二而引移」るのが普通だったが、今後は「諸願同様」に「品々達書願重判二而順を以指図を得へき」とされている。享保一二年四月の「御暇被下格」に「在郷へ用事有之御暇願」に関する条文が設けられているのであるから、在郷へと赴く際には事前に御暇願を出す必要があつた筈だが、「諸士在郷住居願之事」に関する法令が改めて出されているということは、当時の実態として「届一通二而」在郷へと「引移」る者たちがしばしばみられ、これ以前は藩当局もそうした者たちの行動を何ら規制しなかつたことを窺わせる。また、「諸願同様二」とあるところをみると、例えば、家督相続願や初御目見願のようなものは在郷居住についてのそれよりも厳格に処理されたものと思われ、逆にいえば、延享三年当時はそうした願いよりも在郷居住に関する願いの方が簡単に処理されていたということであろう。

これが一八世紀半ばに差し掛かる頃の様子だとして、その後、藩士たちの在郷移住が加速する大きなきっかけは領内各地に未曾有の損害をもたらした一八世紀後半の飢饉であろう。これまでも天明の飢饉を境に大勢の藩士たちが城下を離れたことが指摘されてきたが、そうした動きは天明よりも前の宝暦の飢饉後から始まっており、『高野家記録』の宝暦一安永頃の記録には他家の在郷移住に関する記事をみつけることができる⁴⁹。高野家も宝暦一一年（一七六一）に在郷への移住を決めているが、同家では「在所二居候へハ召使へ給金相減、召使候所ハ只今迄に不相変、薪・客・進物等、朝夕之野菜、其外全体入料相懸劣」るし、引越しするにあつたの経費も、「祭室と女房屋二入料相懸候得とも家中手伝・釘・木挽・豊迄之儀二而僅之事二御座候、運送二村夫故二二三兩二過間敷」と判断している⁵⁰。

ただし、移住決定に至るまでには当主である高野備中倫兼と家中との間で

種々議論されており、倫兼自身は「我等所存ハ山荘え取移候歟、やはり今迄之通在府申歟、祭室之まつり・書会を除之外、年始・節句・客招請進物類并と相止大所二而下々取遣之時々之祝儀物如只今迄、山荘被遊も日隔にいたし彼此位之減少之外ハ難成儀と存候」と語り、「在所」への移住に難色を示していた。彼は「無偷庵先生」こと齋藤林太夫永胤に師事しており⁵¹、倫兼と永胤は林子平の上書にも「当時御国」の「儒家の博学」として名前が挙げられているような人物で⁵²、「講学を止候而は難成」という考えを持つ倫兼にとつて家臣たちが高野家の家族を在所へ移住させる案を検討していることについて、それは、「末々子孫可御用立事を相止身上の相続を計り 国恩に報候意無之仕形」だと語っている。齢六〇を超えた自分とは違い年若き息子である善太郎博兼が学問をする機会を奪われることに承服できなかつたようである⁵³。

倫兼が学んでいた「無偷庵」でも高野家の移住の話が話題に上り、「姉齒氏」が自らの実兄姉齒八郎右衛門の例を紹介している。高野家の認識のように在郷で生活する方が儉約に繋がるという理解が一般的であつたと考えられるが、姉齒によれば、兄の八郎右衛門は困窮のため在郷へと引越したものの「却而不相続」になつてしまい、仙台に戻つてきて「漸取続体二成、今ハ御役も渴々勤」めているのだという。なぜそんなに在郷で経費が高むのかといえば、それは、「在所二而は諸給人出會段々出来、第一百姓共相親ミ様子見廻、又ハ祭礼又ハ茹上餅など色々名付持参、随而会釈之故府中ハ物入かさ」むからなのだという。これに対して倫兼は、「私在所ハ一向二左様之儀無之、此費ハ無之」と述べており、宝暦一一年当時の藩士たちが在郷での暮らしが本當に儉約に繋がるとはどうか話題にし、議論していたことがわかる⁵⁴。また、姉齒が「在所二而は諸給人出會段々出来」と語っているところを見ると、当時、在郷に移り住んできた「諸給人」たちの数が増えていた様子が想像されよう。

三、呼び戻されても戻らない

(一) 在郷居住者の増加

宝暦の飢饉は宝暦五年(一七五五)の冷害に始まり⁵⁵、この「御領内大不作」によって「田畑水損又ハ不熟皆無之地夥敷」き状態となり、「五十四万石余之御損亡」が出たというが、これを受け藩は宝暦六年一月二日に「元禄辰巳之御法式」に倣った儉約令を厳命し元禄一三年(一七〇〇)八月九日令に範を取った「勤方」の「御免」を布令するに至っている⁵⁶。今回は御手伝金は課されなかったが、「勤方」の「御免」や衣服・家作などの一般的な儉約令が出されただけではなく、武士身分ならば当然の如く召し連れるべき供連について供の人数を具体的に示す形でこれに規制を加え、馬や輿・駕籠に乗る行為についても抑制している⁵⁷。後者については、例えば、大番組など一般の藩士たちが日常的に召し連れる供人数は一〇〇石以上・未滿ともに「上下三人、或ハ一僕、或ハ無僕ニ而も勝手次第」とされており、場合に拠っては無僕の侍が現れてしまうことが想定され、武士の嗜みともいべき供連を削減してでも経費を節減させようとしていたことがわかる。

ところが、その二年後の宝暦八年二月一日に「詰所以上之諸士」が城に集められ「当夏 御暇被 仰出 御下向被遊候ハ、御代替始而 御入部被遊候間、御着城之御より人馬召連候義并諸御札其外諸事御儉約已前之通被 仰付旨」が命ぜられており⁵⁸、七代藩主重村の初入国を前に旧例への回帰が図られている。また、明和四年(一七六七)二月一日には、家格一家一族と禄高三〇〇石以上の代々着座(家格着座)の藩士およびその息子たちに対して「供人数等ハ随分相略」してでも良いので「仙台え時々罷登稽古事等は勿論相応之応対仕候様可心懸」き旨が命ぜられている⁵⁹。

何故このような命が出されたのかと言えば、「御一家・御一族之輩を始大進之輩」たちは「在所ニ計罷在」るので「万事初心世辺風土之義ハ猶不案内ニ而、稀ニ江戸等え被相登候而も不相届義共相聞得」るからであり、彼ら「大進之輩」たちは天明の飢饉よりも前にすでに仙台城下から足が遠のきがちになつていた様子が読み取れる。この命が出されたのは二月一日であり、翌三月二三日に藩主重村が江戸へと向かうことにはなるが、発令時点では藩主

が在国中ということになるわけで、門閥層に義務づけられている「家並之御番」・「家並之御奉公」は一体どうなつていたのであろうか。

この明和四年二月一日令が出された翌月、今度は逆に、「此度関東筋川々御普請御手伝被蒙 仰候二付」ということで三〇石以上の全ての藩士たちに「御手伝」が賦課され、その代わりに元禄一三年八月九日令・宝暦六年一月二一日令と同じような「御用捨」が出されている⁶⁰。そして、御手伝の期間中は「御一門始大番組三貫文以上之輩迄勤方宛候様被成下候」ということで「御用捨」の内容を列挙した「別紙」の写しが藩士たちへと廻されている。幕府の大名課役を課されたことによる方針転換であり致し方ないのであろうが、「御免」・「御用捨」の政策を通時的に追っていくと、藩の方針が二転三転している様子を見ることができ、安永四年(一七七五)閏一二月二九日には翌々年からの旧例回帰を予告する内容の「触」が廻されている⁶¹。

この法令では門閥層たちの「家並之御番」や「家並之御奉公」である「御番」を復活することや大番組士たちの「当番」を復活することが示されているが、それに加えて、「近来在郷居住之輩多、学問稽古事等も怠不可然事二候、来年当番被成下御用舎事二候間致在府候様ニ、面々聡と吟味、殿中向をも見習居勤候心懸可仕」き旨が門閥層と大番組士の両方に対して命ぜられている。つまり、門閥層も一般の藩士も当時は在郷居住の者たちが多くみられ「学問稽古事等」を怠つていくのである。

先に紹介した高野家の在郷移住をめぐる議論において当主高野倫兼は息子博兼が仙台を離れることで学問ができなくなることを心配していたのであるが、仙台を離れ在郷へと移住するということは彼の心配した通り学問や稽古事をするうえで良い環境とは言えず、「学問稽古事等」が怠りがちになつたのであろう。しかるに、藩当局はその後もうつした藩士たちの姿を是正することができておらず、文政八年(一八二五)には「学問并武芸を可相嗜旨」が先年より仰せ出されているにも拘わらず「押立諸芸相学候者も不相聞得、怠惰之至不届之事二候」ということで「諸士第一之心懸」である「文武之芸道」を嗜むよう命じている⁶²。

また、在郷居住者の数も安永の頃よりもさらに多くなつていき、天明三年(一七八三)冬から翌年の夏にかけて天明の飢饉が領内を襲うなかで城下武家

地が空洞化し、荒れ放題となる屋敷地が目立つようにもなっていくのであった。その様子を藩士五十嵐莊右衛門意成は次のように記している⁶³。

史料三

一、御城下侍屋敷所々荒地に相成、屋敷の内に家一ツも無之、門は柱計相
 残居又は柱も無之相成候に付、門の所も詰切置候、所により表圍も一向無
 之屋敷も間々有之、痛入荒居候屋敷共多有之候、辻々の番所は損破又は一
 向無之相成候所も有之候、仍て天明四年より当八年迄は先辻番も不被指置
 候、町屋々々も本町通りは不及申、横丁々々大方明屋に相成居候、本丁通
 家無之相成候処は割竹にて垣致置候、何年過如本之相成候物に候や御城下
 士丁町屋共右の通大衰果申候事

城下の侍屋敷には荒地地と化した場所が所々にみられ、屋敷地内に家が一つもなく、門柱だけが残っていたり門柱すらなくなってしまう門のある場所を閉じてしまっている。場所によっては表の囲いがない屋敷もまみられ荒れ放題の屋敷が数多くあり、辻々の番所も破損し、番所がなくなっている場所さえあるため、天明四〜八年（一七八四〜八八）には辻番が置かれていない。町家についても表通りは言うに及ばず横丁もほとんどが空き家になっ
 てしまっており、表通りの家がなくなっている場所には割竹で垣を設けている。何年経てばもとに戻るものなのか。城下の侍屋敷も町屋敷も大いに衰微している。

前掲表1に示した絵図6の明屋敷六七五軒の有り様はまさにこのような状態だったのである。

(二)「郡村之害」と定仙命令

文化四年（一八〇七）八月一日、次のような法令が出されている⁶⁵。仙台藩における農政改革の引き金となった寛政の百姓一揆⁶⁶が発生してから十年後のことである。

史料四

六拾番 写

郡村之義ハ御大切之義ニ而、是非郡村ハ相立候義ニ無之候而ハ難被為成義ニ付、段々御世話も被成下候事ニ在之、是迄、要害・在所拝領之輩ハ不及申、其外給人之中ニも面々知行所百姓共農事出精立統之義精々世話仕候輩も相聞得候得共、右ハ実ニ希々ニ而、却而郡村之害ニ相成候類不少粗相聞得、不引合之事ニ候、右害ニ相成候趣大略左之通

一、地頭之權威を以、金石を借受返済指滞候由之事

一、過之人馬を召仕、品ニ寄候得而ハ不相応之代取立等ニ致、屯人ニ而間ニ

合候儀をも式人・三人ニ申様人足等割付候類之事

一、田地見或ハ廻村之節百姓共分地走を受、過分之入料為相懸候由之事

一、給人并諸家中之内ニハ百姓之若キ者共引入、相手とし酒を飲、風雅を樂

シミ、又ハ弓寄合等、其外都而百姓ニ不似合義を取す、め、或ハ諸士・

諸家中猥り百姓家へ出入候類之事

一、聊之過失をも大造ニ申立申詫も不承届、終ニハ理不尽之所行等在之、又ハ百姓共公事争論之間ニ立入、諸願様之義等も下書致具、其身之權を求我假之振廻有之由之事

右之通之類、其他百姓を虐、遊惰之風を移し、専郡村之害ニ相成候も相聞得、甚不都合之至り候条、自今已後

上之御取扱え習取扱候様可在之候、若又此節 上之御取扱振不心得之輩も候ハ、扱御代官え取合相談ヲも請候様可在之候、万壹非常之取計等有之、其聞得於在之ハ、訖度可被及御沙汰候事

右之通各其心得同役并支配中えも如兼而之可相通候、以上

文化四年

日向

八月十六日

和泉

宮沢文左衛門殿

近江

志摩

仙台藩が領民に対する慰撫策を展開したといわれる文化年間⁶⁷（一八〇四〜一八）に出された法令であり、「要害・在所拝領之輩」を始めとする給人た

ちの行動が「郡村之害」二相成候類不少粗相聞得ることから「郡村之害」となる事項を具体的に列挙し戒めのために出されている。ここで注目したいのは第四条で、給人や家中（陪臣）が若い百姓を誘い一緒に酒を飲み、風雅を愉しみ、または弓寄合等の百姓身分の者には相応しくないことを勧め、あるいは、猥りに百姓たちの家に入内することが挙げられている点である。前節までにみてきた通り、仙台城下の武家地が廢れ屋敷地が荒れ放題になるほど在郷へと移動する者たちが増えていったわけだが、在郷で生活する彼らは必然的に村の百姓たちと接する機会が増えていったと考えられ、一緒に酒を飲んだり百姓の家に上がり込んだりする者までいるのだという。そして、こうした行動が「百姓を虐、遊惰之風を移し、専郡村之害」二相成」ってしていると奉りたちは指摘しているのである。

この法文が現実を正確に言い表しているのかという疑問も生じようが、養賢堂の学頭を務めた大槻平泉の実兄で西磐井郡の大肝入を務めた大槻清臣も文化八年（一八一）に書き上げた『上書』のなかで全く同じようなことを述べており⁶⁸、また別の史料からも裏づけられるので、そのような者たちがいたことは間違いない。彼によれば、在郷居住を許された藩士たちのなかには「二代も三代も引続何之勤も無之被指置」れ「百姓江入交り酒食を俱し、士風も失ひ申族も有之」のだといい、「山野之間二住居」させた方が筋骨も丈夫になり「万一之御用」二役立つと言われたこともあるが「諸士之為」になることは少なく、却って「農民之妨」二相成」っているし「驕奢之手本」になっってしまった。昔から在郷に据え置かれた者たちは別であるが、本来であれば「御城下住居可仕善之族」が「相続為凌之在郷被相免」たというのであれば、五年とか七年とか期限を設けるべきであり、期限を設けなければ「相続も却而不取締二而相直申分少き様」二思われる。それぞれ在郷屋敷も下賜されたうえで差し置かれているのであるから、往古からの「深き御趣意」があつてそうしているのか、改めて御吟味が必要なのではないか。

これが彼の見解であつて、大槻清臣も先の法令が指摘しているような在郷居住者たちの問題を鋭く指摘しているのである。すなわち、一九世紀前半の時点で、在郷居住する藩士たちの存在は藩の郡村支配に影響を与えるような存在になつてしまつていたことがわかり、こうした状況を背景に文政年

間（一八一八〜三〇）には藩から在郷に居住している藩士たちを対象とした定仙命令が出されたり、定仙奨励策が採られるようになっていくことになる⁶⁹。

管見の限り最も早い定仙命令は文政五年（一八二二）令で、それまで仙台屋敷・在郷屋敷ともに所持していない藩士たちについては御手伝を課している間は「在郷・町場外村地住居」を許していたが、文政六年に家中手伝の年限が切れるということで同年春までには定仙するようにと命じている。ところが、この命令は文政六年五月令によつて撤回されてしまう。同年三月に仙台藩が幕府から「関東川々御普請御用」を課されてしまい、引き続き家中手伝を藩士たちに課したことがその理由である。こうして向こう三年間は御手伝が賦課され続け、その代わりとして在郷居住が認められていくことになるのであつた。

この文政五年令の撤回は郡奉行が出入司へと上申し、出入司から報告を受けた奉行がこれを承認したことによる措置であるが、郡奉行の本音としては在郷居住の者たちを村から出し仙台へと返したかったようである。郡奉行の説明によれば、もともと文政五年令を実施すべく「頭々并拙者共手前二而も只今首尾」していたところ「無間も当御手伝被 仰付」てしまい「此節定仙仕兼」ねるといふことで出入司に「如此相達」することになったのだという。しかるに、彼らは「百姓地」二給人住居罷在郡村一体之取扱振指障相成候次第々相達置候通り」であるので「御年限過四ヶ年目」からは「定仙之儀尚又被 仰渡置候様此度相達」したのである。

つまり、郡奉行たちは「給人」たちが「百姓地」に居住するのは「郡村一体之取扱振指障」りがあるということを以前から上役である出入司にあれこれと言上し、在郷居住者への定仙を命じる文政五年令に繋がったにも拘わらず、発令から間もなくして仙台藩が幕府から三年間の「関東川々御普請御家中御手伝」を仰せ付けられてしまい、彼らの思惑も頓挫する形となつてしまったのである。そして、御手伝年限中の在郷居住の許可は致し方ないにしても年限が明けた際にはまた定仙命令を出して貰いたくも一緒にお願いしている。こうした諸々の事情を聞いた奉行は「御年限明村地引払定仙之義」については「無延引吟味」すべきだとの見解を示す一方で、「此度ハ御年限中村

地住居被相免義計申渡候」としている。実際に、在郷居住を願いだした事例をみつけることができ、文政八年（一八二五）二月六日には禄高二〇石余りの藩士「秋保蔵之助」が「連々困窮仕、御奉公相続可仕様無御座候間、在郷仕、物入相省候ハ、相続取直可申候間」という理由で「刈田郡田村親類秋保善太夫除屋敷」における「当年より向三ヶ年在郷住居」を願ひ出ている⁷⁰。

ただし、藩士たちの在郷居住が藩の郡村支配に「指障」をもたらす状況を重くみたのか、文政八年の六月二三日には、定仙命令ではなく藩士たちの定仙を奨励する定仙奨励策⁷¹が出されている。それは、藩が蔵元などから調達した資金を基に向こう七年間にわたって「百切二付月壹歩之御利足を以」って拝借金を貸し付けるといふものであり、拝借金を賜った者は以後七年間是在郷居住を禁じられることになる。藩財政も逼迫しており全藩士を対象に実施することは不可能なので、先ずは一門衆と定仙の藩士に限り「御奉公為相続之被貸下」とされているが、在郷居住の藩士のうち定仙の希望があるのに「在郷住居引払候入料等」を用意できずにいる者たちに対しても無役定仙の者に貸与される割合の半分を先ずは貸し与え、残りの半分は在郷から仙台へと居を移してから渡すとされている。なお、拝借金を借りた在郷居住の者が四・五ヶ月間経っても定仙しない場合には理由の如何を問わず知行等を差し押さえられる決まりとなっている。藩からの拝借金とは別に借金がある藩士たちについては、金を貸した「金主」たちに対して「相对借金之分」については全て今から無利息・二〇年賦に契約変更することを要請し、「御家中浮沈之節」のやむを得ない措置だとして理解を求めている。

この奨励策についても文政一二年（一八二九）に拝借金の貸与を願いだした禄高四〇石余りの「片山五郎兵衛」の例をみつけることができるが⁷²、効果があったかどうかは甚だ疑問である。何故ならば、天保四年（一八三三）二月に藩士たちに定仙を命ずる覚書が出されており⁷³、「大家歴々之輩」に対しては「大家歴々之輩各領地撫育を始御領内之警固・郡村之元締ニも相成、在所ニ罷有之義可被相嫌事ニハ無之候へ共、兎角在所ニ計罷有候而は諸事不案内之上、諸稽古事等も行届兼候事ニ可有之候間、時々出府仕殿中向見習諸稽古事等仕、成丈定仙も仕候様可心懸候」と、「大番組始諸士」に対しては「大番組始諸士定仙之義も段々被 仰出置候へ共、相続基本立兼候故歎今以際立

定仙之者も無之、御制道も不行届故之義と是又深 御氣之毒ニ被 思召候、自今各覚悟を改、御先代之思召も相立御制導も相届候様読度心懸定仙可仕候」と命じており、門閥層も一般の藩士たちも在郷居住し続け定仙する者の数はなかなか増えなかったことがわかるからである。

また、文化四年（一八〇七）に出された藩士たちの「郡村之害」となるような行動を禁じる法令は、天保四年（一八三三）・嘉永二年（一八四九）・安政三年（一八五六）にも出されており、「一、給人并諸家中之内ニハ百姓之若キ者共引入」云々とある条文は一貫して触れられている⁷⁴。天保一三年（一八四二）一〇月二六日には「百姓を相手として在家へ入交」わり同席者が刃傷事件を起こしたのにその場から逃げた笠原内記組の大番組士「山下平三郎」が「凡而士ニ不似合不覚之至」ということで禄高の半分を召し上げられ閉門を申しつけられており、安政四年（一八五七）の頃には家格一門で栗原郡一迫真坂村の領主白河氏について「白河殿慰ノ為民家ニ来ラレ、近所ノ士ナト相手ニシ、酒宴等アリ、其賄ハ民家ヨリ出シ、別ノ料ヲ取ラス、迷惑ナリト云モノアリ」との報告が上がっている⁷⁵。これらの事例からわかるように、在郷居住する藩士の数が減らず定仙もなかなか進まないなか、日常的に百姓と交わる藩士たちの姿は文化年間以降もみられたのである。

おわりに

表4にあるように、弘化年間（一八四四～四八）以降も儉約令や「御免」「御用捨」を命ずる法令が出され続けている。それらは幕府からの大名課役の賦課とそれを受けた藩による家中手伝の賦課が続くなかにあつて藩士たちの経済的逼迫を考慮しての措置であつたが、この種の法令が出され続けたということは、文政の頃の郡奉行たちが「此節定仙仕兼」ねると判断したような状況が続いたということであり、幕末期の仙台城下にあつた侍屋敷の数をも併せて考えるならば、在郷居住者の大半を定仙させるようなことは結果的にできなかったのではないだろうか。かつて高野倫兼が城下での生活を「村之様儉約相成兼」と語つたように、儉約するうえで在郷に居を構えた方が有利だつた筈で、自らに在郷屋敷を所持していなくとも「秋保蔵之助」のように

親類縁者の屋敷に住まわせてもらうこともできたわけであるから、在郷居住を選ぶ者たちが多く存在しているのも不思議ではない。

そうした存在が「郡村之害」になる具体的な様子については、一三代藩主慶邦に意見を求められた高成田要七の意見書⁷⁶からも読み取ることができ。彼によれば、八代藩主斉村の頃より始まった赤子養育仕法のお陰で今では「赤子ヲ押返候悪風」もなくなり「誠広大御仁恕、難有御事」であるが、「御一門衆始大進歴々之輩諸家中軽キ者共」にあつては「百姓共へ入交住居」しており、彼ら陪臣たちには「上令御手当」がないため主君たち（藩の直臣たち）の「制道」が行き届かない場合には「心得違之者も」聞こえて来るし、「在郷住居仕候少進微録⁷⁸」のなかにも「心得違之者杯」がいるのだという。

藩の陪臣たちが間引きを行っていたであろうことは、家格一門の涌谷伊達家当主伊達安芸義基が「惣家中」に宛てて出した天保四年（一八三三）十一月の文書に「一、赤子養育之儀精々申渡置候得共、兎角行届兼、心得違之者も俣相聞得候、先以廉恥を失し、人情二戻候次第不善之至極二候」という記載があることからわかるが、高成田要七はそうした陪臣たちに加えて在郷居住の小禄の藩士たちも行ってゐることを指摘し、彼らの「悪風」が百姓たちへ「押移」ることを懸念している。藩当局が赤子養育仕法を実施しせっかく百姓たちの悪癖を改善させたのに、陪臣や在郷に居住する藩士たちの存在がそれを台無しにしかねないというわけである。まさに「郡村之害」と呼べるような事柄であろう。

ただし、藩士たちの「猥り而百姓家へ出入」するという行動は、百姓たちに悪影響を与えるだけでなく、藩士たち自身にも思わぬ結果をもたらすことになる。それを指摘しているのが、天保七年（一八三六）に代官たちが「惣連名」にて提出した意見書である⁷⁷。この意見書は、「凡下体軽者」たちの「諸士」に対する無礼行為をどうすれば止めさせられるのか、具体的な案を上申するよう命じられた代官たちがその解決策を書き記したものである。ここで注目したいのは、代官たちが「前々々ハ御郡々々諸士之住居相増、民間え入込居、人二寄百姓之妻子等内外となく出入為仕、時二寄候而ハ上下となく酒喰を供二仕候族も在之哉二相相聞得、自然諸士之威も薄ク、随而ハ百姓共之恐懼も薄キ」云々と述べている点である。在郷での藩士たちの振る舞いが

自らの武士としての「威」を損なわせ、やがては「百姓共之恐懼」も失わせてしまふのである。

もはや藩士たちの在郷居住の問題は、郡村支配というレベルに止まらず、武士と百姓との間の身分秩序そのものを狂わせるような問題まで生じさせていたのである。そして、その武家集団内部にあつては、藩士たちの在郷居住を認めるような内容を含む「御免」・「御用捨」の度重なる発令によって、藩主への拝謁儀礼を通じて君臣関係の再生産を図り規律化を図るといふ仕組みがゆるがせにされてしまふのであつた。嘉永三年（一八五〇）九月、藩主慶邦の諮問に応じて意見書を提出した幕末の奉行鮎貝盛成は「御儉約被 仰出候毎度、御規式事を始、御備物等迄も被相略」れ、「御家中身分付勤仕之儀迄、段々御免被成下」ることこそが「流弊之基」なのだとしており、「家並之御奉公」や「御番」までも「御免」・「御用捨」することこそが「流弊」を生み出す元凶だとみていた。

そして、「御免」が命ぜられた当初は「御仁恵之様」にも思えるが、今となつては、大番組士らの勤務は年に一〇日間の当番だけのようになり、それさえもきちんと勤めず、在郷に住む者たちなどは懶惰な生活となり、恥辱というものを忘れ、金銀が手に入れば大小や衣服を修繕するよりは食事などに使い切る者までいると聞く。これはとどのつまり、何の勤めもなく誰からも咎められることがないからである。そう彼は言うのである⁷⁸。

考えてみると、家中手伝を課す代わりに藩士たちの窮乏化を防がんと出されたのが「御免」・「御用捨」であつたが、逆にその政策が生み出してしまった「流弊」の一つ、それが藩士たちの在郷居住をめぐる問題だったのかもしれない。

では、本稿で述べてきたような問題は、同藩に限つたものであつたのであろうか。平井上総氏によれば、近世の城下町に住んでいる武士たちが「一時的に在村するというパターン」はそれなりに広くみられるといひ⁷⁹、藩士家計の窮乏化に対処するため家臣たちの在郷居住を許可した藩として、仙台藩以外に土佐藩山内家・柳川藩立花家・萩藩毛利家・小倉藩（のち熊本藩）細川家・佐賀藩鍋島家・岡山藩池田家・津藩藤堂家・弘前藩津軽家を挙げる事ができる⁸⁰。これら諸藩の様子について詳述する用意はないが、仙台

藩とは異なり、禄高一〇〇石未満や二〇〇石未満などといった家臣団の下層を対象に在郷を許可した藩が多く、城下から三里以内に限定して許した土佐藩のような例もみられる。

また、仙台藩では天明の飢饉を境に城下の武家地が空洞化するほど在郷への移住者が増えていくことになるが、幕末の佐賀藩では家臣団の三分の二が城下町外に居住し、同じく萩藩でも家臣団の中核部隊たる大組の三分の一が城下町を離れ在郷に居住していたというから⁸¹、多くの藩士たちが城下町を離れ在郷に住んでいるという状況も仙台藩特有の状況というわけではなかったことがわかる。そしてまた、萩藩の在郷士たちは「村内に山や畠を所持し、百姓と同じように暮らしているが、しかし武士であることを鼻にかけて村の取り決めにしたがおうとせず、トラブルばかり引き起こす。なんとも厄介者としかみられていない」のだとい⁸²、仙台藩同様に「郡村之害二相成」る武士たちの姿をみる事ができる。

萩藩では藩が財政悪化を家臣たちに転嫁したが故に藩士たちの家計が窮乏していくことになるが、それは仙台藩にもみられた構図で、近世後期には両藩ともに国役普請が賦課されたことによる財政難に陥っており、こうした過重な負担は幕府と藩との軋轢を引き起こすことになる⁸³。享保年間（一七一六～二六）に一旦は削減された幕府課役も宝暦～天明年間（一七五～一八九）に再びその増加が問題となり始め、諸藩にとって本来勤める筈のなかった課役を新たに賦課される事態が発生する。そうしたなかで、享保年間に実施された上米の制による参勤交代制の弛緩の影響もあって、一八世紀半ば以降には將軍から御暇を与えられたにも拘わらず多くの大名が江戸に止まり、あるいは、参府の時期を過ぎてても国許に居続ける大名が続出するなど、幕藩体制の根幹に関わる参勤交代の仕組みが崩れ始め、平時の軍役を勤める大名の側にも意識の変化が生まれるのであった⁸⁴。

こうして一八世紀後半以降、將軍権力による大名統制としての性格を持つ参勤交代制度の形骸化が進むなか、各藩の内部にあっては、藩士たちの窮乏化と在郷に住む武士たちの増加、城下武家地に進出する町人の出現、全国的な商品生産と流通の発展を背景とする百姓たちの商人化現象、献金によって苗字帯刀に象徴される武士の特権や格式、または、武士身分そのものを獲

得した富める百姓・町人の簇生、武士の威厳の喪失と武士を見る眼差しの変化などといった事象が連鎖的ないし同時多発的に発生することになるのであり、社会の至るところで「士凡混雑」状況（＝士庶の混雑状況）が惹起し身分秩序の紊乱に繋がる様相を呈すようになる⁸⁵。さらには、諸外国の船が列島各地に出没するようになる近世後期から幕末にかけて武術の稽古に熱を入れる百姓・町人が多くみられるようになり⁸⁶、武士身分が本来的に果たすべき職分の領域においても士庶の混雑状況がみられるようになっていく。

つまりは、時代が進むにつれて將軍を頂点とする武家の主従関係にも士庶を分かつ近世社会の身分秩序にも綻びがみられるようになって、幕藩体制も結局は崩壊への道を辿ることになる。本稿が対象とした武士の在郷居住の問題も、そうした歴史の大きな流れのなかに位置づけながら考察することが必要だと思われ、そういった意味で本稿は甚だ不十分なものに終わった感否めない。しかるに、もはや紙幅も尽きてしまった。残された課題を自覚しつつ、他藩の事例も含めて今後も考究していきたい。

注

- 1 後藤雄二「城下町仙台の拡大に伴う侍町の変化」（『東北地理』二九・三、一九七七年）、同「17世紀の城下町仙台における侍の居住パターン」（『地理学評論』五四・九、一九八一年）、渡辺信夫「第二章第二節 城下町の建設」（『仙台市史通史編3』、二〇〇一年）、渡辺浩一「第三章第二節 武家屋敷と武士」（『仙台市史通史編4』、二〇〇三年）、同「仙台城下の武家屋敷」（大崎八幡宮、二〇一〇年）など。
- 2 阿刀田令造「仙台城下絵図の研究」（東洋書院、一九七六年）、小林清治「前篇第六章 文化と生活」（『復刻版仙台市史1』万葉堂書店、一九七四年）、渡辺信夫「第三章第二節 家臣の配置」（『仙台市史通史編3』）、J・F・モリス「第五章第二節 農村と武士」（同前）など。
- 3 佐藤巧「近世武士住宅」（叢文社、一九七九年）、J・F・モリス「近世日本知行制の研究」（清文堂、一九八八年）など。
- 4 小林前掲「前篇第六章 文化と生活」三四八頁。
- 5 小林前掲「前篇第六章 文化と生活」三四七～三四八頁、渡辺前掲「第三章第二節 武家屋敷と武士」一九四～一九八頁、同「仙台城下の武家屋敷」一五～二八頁など。
- 6 渡辺前掲書四一～四四頁。
- 7 小林前掲「前篇第六章 文化と生活」三四八頁。
- 8 渡辺前掲書四三～四四頁。
- 9 仙台藩の家臣団構造や武士身分については拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」

- 10 (『宮城教育大学紀要』五一、二〇一七年)を参照のこと。
- 11 小林清治「前篇第四章 城下の発展」(『復刻版仙台市史1』)一四二―一五五頁、千葉正樹「第三章第一節 城下町の景観」(『仙台市史通史編4』)一七二頁。
- 12 阿刀刀前掲「仙台城下絵図の研究」、高倉淳他編著「絵図・地図で見る仙台」(今野印刷、一九九四年)、吉岡一男他編「絵図・地図で見る仙台 第二輯」(今野印刷、二〇〇五年)参照。
- 13 小林前掲「前篇第四章 城下の発展」一八八頁。
- 14 『伊達治家記録』を分析された後藤雄二氏によれば、延宝四〜八年(一六七六〜八〇)における平士・組士(≡士分)の増加数は一一五名だとい、寛文一年〜延宝三年(一六七一〜七五)の間にも同様の増加数だと仮定すると寛文一年〜延宝八年には二三〇名ほどの増加数となると試算されている(後藤前掲「17世紀の城下町仙台における侍の居住パターン」五二〇頁)。この数値を本稿の表1に当てはめ、絵図2の覧の②を四二一人ではなく四三五一(≡四二二+二三〇)人として計算すると、当時の侍屋敷拝領者の割合は七四・四%となる。
- 15 小林清治「前篇第三章 藩制の成立と城下の統制」(『復刻版仙台市史1』)一一八頁。井上野林「赤井横丁大番組の意地」(『仙台郷土研究』一〇、五一、一九四〇年)一五頁、小林前掲「前篇第六章 文化と生活」三三八頁。
- 16 『伊達家文書』四一八四一(四五〇頁)。なお、『伊達家文書』一〇(『東京大学出版会、二〇〇一年)を利用。
- 17 『仙台藩家臣録』三・七〇頁(友田家)。なお、『仙台藩家臣録』については、佐々久監修『仙台藩家臣録』一〜五(歴史図書社、一九七八〜七九年)を利用。
- 18 渡辺前掲「第三章第二節 武家屋敷と武士」一九五〜一九八頁、同前掲「仙台城下の武家屋敷」一九〜二八頁。
- 19 仙台市博物館所蔵『老季書出覚牒』(齋藤報恩会旧蔵史料△T-192)。
- 20 『伊達家文書』四一八四一(四四八頁)、『御屋敷方御定』(『復刻版仙台市史8』)万葉堂書店、一九七五年、五〇八頁、『伊達治家記録』(『寛文四年一〇月二日条(六一三〇六〜三〇七頁)・同五年六月一日条(六一三三〇〜三三四頁)』。なお、平重道編『伊達治家記録』一〜二四(『宝文堂、一九七二〜八二年)を利用。
- 21 三原良吉「大番士の家庭生活」(『仙台郷土研究』一三、一、一九四三年)九頁、渡辺前掲「第三章第二節 武家屋敷と武士」二〇五〜二〇六頁、千葉前掲「第三章第一節 城下町の景観」一七二頁。
- 22 小林前掲「前篇第六章 文化と生活」三四七頁。
- 23 『忠宗公御代御書出之覚』(仙台市博物館所蔵齋藤報恩会旧蔵史料△A-III-307)。
- 24 佐々木慶市「宮城県史復刻版2」(『きょうせう』、一九七八年)一一〇頁。
- 25 『続法禁三』一七(宮城県図書館所蔵△KD3221-71)。同法令は、『御定書上』四五(宮城県図書館所蔵△KM3221-71)、『秘鑑并衣服之制一』(宮城県図書館所蔵△KM3221-71)、『秘蔵録』(『仙台叢書復刻版』宝文堂、一九七二年)一八四頁にみえる。
- 26 『大番組勅方留』(吉田正志編『藩法史料叢書3 仙台藩上』創文社、二〇〇二年)四二五〜四二六、四三四頁、『藩臣須知(別本)』(『宮城県史32』、一九七〇年)二二頁、『源貞氏耳袋三』六〇〜六七頁、『源貞氏耳袋九』三三頁、『源貞氏耳袋十一』二七〜三〇、四八〜四九頁。なお、吉田正志監修『源貞氏耳袋』刊行会編『源貞氏耳袋一』
- 十三(二〇〇七〜〇八年)を利用。
- 27 大塚徳郎編『仙台藩重臣石母田家文書』(刀水書房、一九八一年)四七一〜四七二、五〇〇頁。
- 28 例えは、『高野家記録』(宮城県図書館所蔵△S211-8)宝永二年五月二日条など。
- 29 『仙台藩重臣石母田家文書』四八〇頁。
- 30 つまり、仙台藩では元禄一六年以前から父母の病気を理由とする看病御暇を認めていたというのである。柳谷慶子氏によれば、幕府の看病断の制度は寛保二年(一七四二)に出仕遠慮願の制度の一つとして確立したとい、この幕令を受ける形で盛岡藩でも「介抱御暇願」の制度化が進められたという(柳谷「近世の女性相続と介抱」(『吉川弘文館』、二〇〇七年)二六四〜二六六頁)。これに比べると、仙台藩では、家族・親族の看病を理由とする御暇の下賜が幕府や盛岡藩よりも数十年早く制度化されている様子が窺える。
- 31 『御定書上』七三、『秘鑑并衣服之制一』。
- 32 『伊達家文書』三一、二七三(三四五頁)。なお、仙台藩主の参勤交代の時期については以後も含めて渡邊洋一「特論三 仙台藩の参勤交代」(前掲『仙台市史通史編3』)四四二〜四五一頁を参照。
- 33 『伊達治家記録』(『延宝五年五月一日条(七一四二六〜四二七頁)』。
- 34 以上、『伊達治家記録』(『青山』)元禄七年閏五月五日条(一七、二七六頁)、『獅山公治家記録』(宮城県図書館所蔵△S209-7)元禄一六年二月一日・二五日条。
- 35 『高野家記録』(『明和三年七月二八日条・同四年三月二九日条、『伊達家文書』九、三〇二(九六頁)』。
- 36 以上、『伊達治家記録』(『三三〇〜三三一頁(注解六)、『高野家記録』(寛延三年八月二日・一三日条・明和四年三月二九日・八月二日条、『高野家記録(退隠記)』(安永四年閏二月二九日条)。
- 37 『獅山公治家記録』(元禄一六年二月二五日条)。
- 38 拙著「近世武家の「個」と社会」(刀水書房、二〇〇七年)。
- 39 前掲注2の諸論を参照。
- 40 前掲「宮城県史復刻版2」など。
- 41 『伊達治家記録』(『青山』)天和三年二月晦日条(一〇、二二四〜二二五頁)。
- 42 『伊達治家記録』(『青山』)寛文二年二月三日条(六、一五〇六〜一五〇七頁)。
- 43 以上、『伊達治家記録』(『青山』)元禄一三年一月五日・八月九日条(二、一三三二〜三三三、四七一〜四七五頁)、『高野家記録』(宝暦六年一月二日条)。
- 44 『獅山公治家記録』(元禄一六年二月一日・二五日条)。
- 45 ただし、他と比較して低かったわけではないとは言っても、そもそもが仙台藩では禄高の配分が家格上位者に偏り過ぎており、禄高一万石以上の藩士がいる一方で一〇〇石未満の藩士の数が多すぎるのではないかと考えるほど小禄の藩士たちが多かった。詳しくは前掲拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」を参照のこと。
- 46 以上、『伊達家文書』(『五、二二四(四六〇〜四八三頁)、『寛文十年侍帳』(仙台市博物館所蔵)、『伊達家寄贈文化財古記録49』、『仙台藩家臣録』(三、二八七〜二八八頁(安積家)、『伊達世臣家譜』(一、一四〇頁(安積家)。なお、『伊達世臣家譜』(三)、『仙台叢書復刻版』(『宝文堂、一九七五年)を利用。
- ちなみに、『伊達家文書』(『五、二二四は原田甲斐と田村図書が連署する三月一日

付の文書であり、無年号のものであるが、安積茂左衛門は寛文一〇年八月七日作成の侍帳に名前を見つけることができ同史料では知行高五貫文と記されていること、差出の一人である原田宗輔は寛文一一年三月二十七日に幕府大老酒井忠清邸で刃傷事件を引き起こしその場で絶命していること(平川新「第一章第三節 谷地紛争と刃傷事件」)へ「仙台市史通史編4」(七三頁)、茂左衛門自身が藩に提出した「御知行被下置御帳」のなかで寛文一一年三月十九日に「御蔵新田起目五貫文」を拝領したことが記されていることから、この史料は原田が死去する直前の寛文一一年三月一日のものだと判断できる。

47 『高野家記録』享保一五年三月二三日条・元文五年九月二三日条・延享四年四月二一日・五月一一日・九月二五日・九月二六日・九月二八日・一十一月一一日条、高倉淳編『高野家記録目次へ蔵王町史通史編別冊』(一九九四年)。

48 『職鑑 仁』六五。

49 『高野家記録』宝暦五年一二月二二日条・同六年三月二二日条・同一年一二月九日条・明和四年四月九日条・安永二年八月五日条。

50 『高野家記録』一一年一二月二二日条。

51 『高野家記録』宝暦八年一二月二六日・一二月一一日条・明和五年六月一一日条、『伊達世臣家譜 卷一五八〜九頁(齋藤家)』。

52 『林子平上書』(『仙台叢書復刻版二宝文堂、一九七二年三三四頁)。

53 『高野家記録』一一年一二月二二日条。

54 八郎右衛門の家は禄高三〇〇石余りの虎間番士である(『伊達世臣家譜 卷一八三頁へ姉齒家』)。

55 菊池勇夫「第二章第一節 天明の打ちこわし」(『仙台市史通史編5』、二〇〇四年)九二〜九三頁。以後の飢饉に関する記述もこの文献を参照。

56 『高野家記録』宝暦六年一二月二二日条。ただし、今回は、御手伝金を課していないため「大番組当番只今迄之通可相勤候」とされている。

57 詳しくは拙稿「武士の嗜み、武士の威厳 その二」(『東北学院大学経済学論集』一七七、二〇一一年)を参照のこと。

58 『高野家記録』宝暦八年二月一五日条。

59 『高野家記録』明和四年三月二五日条。

60 『高野家記録』明和四年三月二九日条。

61 『高野家記録へ退隠記』安永四年閏一二月二九日条。

62 『統法禁四』一。

63 『飢饉録』(阿刀田令造『明明天保に於ける仙台の飢饉記録』無一文館書店、一九三二年)三八〜三九・一一頁。

64 元文元年(一七三二)七月、藩の奉行は目付たちに対して、定仙の藩士たちが在郷へと移住する際に屋敷内の家を取り壊す者がいるため、今後は禄高三〇〇石以上の者が在郷へ引越すにあたって屋敷内の主立った家屋を壊す場合には屋敷奉行へ報告するよう命じており(『法禁』へ「仙台叢書復刻版二」(三九〇〜三九一頁)、『飢饉録』に「屋敷の内にて一ツも無之」とあるのも、そうした在郷への移住者が取り壊した可能性があると考えられる)。

65 『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』(東北大学大学院文学研究科東北文化研究室所蔵マイクロフィルムへGB391.075)文化四一六〇。

66 平川新「第一章第一節 揺れる藩政」(『仙台市史通史編5』(三四〜三八頁)。

67 今野真「第三章第一節 農政の展開」(『仙台市史通史編5』(一五六頁)。

68 『大槻清臣上書』(『仙台市史資料編2』、一九九六年)四〇八〜四〇九頁。

69 以下、『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』文政五年一・一・文政六年一五八、『伊達世臣家譜続編』卷之六其一一二二六〜二二七頁(富田家)・卷之六其二二二四九(一五二頁(智家)・十四之九一五〇〜一五二頁(林家)、『六代治家記録』(宮城県図書館所蔵)KD-309.ロ)文政六年三月一日条、『源貞氏耳袋二』(四六〜五五頁、『統法禁五』より。なお、平重道・齋藤鋭雄編『伊達世臣家譜続編三四』(宝文堂、一九七八年)を利用)。

70 『源貞氏耳袋六』六四頁。

71 なお、この政策と佐伯は保が述べた定仙奨励策とは内容的に異なるが、是保の記憶違いなのか、寛政末年頃にこれとは別の政策があったのかは現時点で不明である。

72 『大番組勤方留』四二四頁。

73 『統法禁五』一。

74 『統法禁五』一〇、『源貞氏耳袋五』四〜六頁、『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』嘉永二・四三・安政三・九二。

75 以上、吉田正志監修「源貞氏耳袋」刊行会編『源貞氏雜記』(二〇〇八年)一一一〜一二二頁、『楽山公治家記録』天保一三年一〇月二六日条、『伊達家文書』九一三〇四九(二二二頁)より。

76 『伊達家文書』九一三二九〇(五九六〜六〇六頁)。

77 『仙台藩気仙郡大肝入吉田家文書御用留帳』天保七・五九。詳しくは拙稿「武士の嗜み、武士の威厳 その三」(『宮城教育大学紀要』四六、二〇一二年)を参照のこと。

78 『伊達家文書』九一三〇二二(八八〜一〇一頁)。

79 平井上総「兵農分離はあったのか」(平凡社、二〇一七年)二四八頁。

80 以下、特に断らない限り、平井上総「中近世移行期の地域権力と兵農分離」(『歴史学研究』九一、二〇一三年)五九〜六一頁、平井前掲書二五二〜二八二頁、森下徹「武士という身分」(吉川弘文館、二〇一二年)七二〜七四・八九〜九六・一六四〜一六七・二〇六頁、高野信治「第三章 家臣団編成の初段階」(同『近世大名家臣団と領主制』吉川弘文館、一九九七年)二二五〜二二九頁、深谷克己「第五 社会の変容と改革」一撰(同『津藩』吉川弘文館、二〇〇二年)一九七〜一九九頁、滝本寿史「寛政改革と藩士土着政策」(長谷川成一編『津軽藩の基礎的研究』国書刊行会、一九八四年)より。

81 高野前掲論文二二九頁、森下前掲書二〇六頁。

82 森下前掲書九二頁。

83 以上、森下前掲書六三頁、藤田覚『日本近世の歴史4 田沼時代』(吉川弘文館、二〇一二年)六九〜七一頁。

84 以上、藤本仁文「第一部第四章 徳川將軍権力と参勤交代制」(同『將軍権力と近世国家』塙書房、二〇一八年)。

85 以上、森下前掲書一九五〜一九六頁、藤田前掲書一五五〜一五七・一六〇〜一六一頁、前掲拙稿「武士の嗜み、武士の威厳 その三」、前掲拙稿「仙台藩の武士身分に関する基礎的研究」一五〜一七頁、拙稿「書評 尾脇秀和『近世社会と吾人兩名』身分・支配・秩序の特質と構造」(『歴史学研究』一〇九、二〇一二年)五一〜五二頁などより。

86 平川新「第六章 庶民剣士の時代」(同『全集日本の歴史12 開国への道』小学館、

二〇〇八年）。

〔付記〕本研究は「SSS科研費」190100012の助成を受けたものです。

〔謝辞〕貴重な史料の閲覧・撮影に関して仙台市博物館から御高配を賜りました。末筆ながら御礼申し上げます。

（令和五年一月三〇日受理）

A Basic Study on The Residence in Local Villages of Feudal Retainers of Sendai Han

HOTTA Yukiyoishi

Abstract

Clarifying where vassals of feudal lords lived is an essential and fundamental task in the discussion on the issue of the separation of farmers and samurai, which is one of the elements characterizing early modern society. In order to thoroughly consider where they lived, it is necessary to look into (1) whether they lived in castle towns or local villages, (2) which district of the castle town they lived in, and (3) which area of the village they lived in. In previous studies on Sendai Han, research on (2) has been relatively advanced, but when it comes to (1) and (3), even clan policies have not been properly organized. Therefore, in order to clarify the places of residence of the feudal retainers of Sendai Han, this paper organizes the basic matters that would be related to the issue of their residence in the local village, and concretely traces the flow in which they left the Sendai castle town and continued to live in villages, relating to the Sendai clan's policies.

Key words : Sendai Han, feudal retainer, castle town, local village, residence